

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 対象防衛関係施設の管理者の小型無人機等の飛行についての同意

対象防衛関係施設の管理者は、次の①から③までに掲げる者から、それぞれ①から③までに定める目的のために当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行について同意を求められたときは、当該対象防衛関係施設に対する危険を未然に防止するためやむを得ない場合を除き、当該同意をしなければならないものとする。

① 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 報道の用に供する目的

② 小型無人機等の飛行により公共の利害に係る情報を収集し、これを報道機関等に提供する業務を行う者 当該業務の用に供する目的

③ ①及び②のほか、小型無人機等の飛行により行う業務であつて、その円滑な実施を確保する必要があるものとして政令で定めるものを行う者 当該業務の用に供する目的

(新小型無人機等飛行禁止法第九条関係)

二 自衛官が対象防衛関係施設の安全の確保のための措置を行うことができる範囲の限定

自衛隊の施設である対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官が当該対象防衛関係施設の安全の確保のための措置を行うことができる範囲を、当該対象防衛関係施設及びその指定敷地等並びにその上空に限定すること。

(新小型無人機等飛行禁止法第十条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。